

輸出管理事前確認シート〔外国出張用 学生用〕

本シートは外国出張するときに使用する事前前確認シートです。出張者所属・氏名を記入し、設問1～3を必ずチェックしてください。各設問では、該当する場合は□にチェックを入れてください。また、装置や試料を携行または別送する場合、技術を提供する場合には、その名称、概要を記入してください。

1 出張者

記入日 年 月 日

所属	学部・学科	学部	学科
	専攻・研究室等		
出張者資格・氏名			
連絡先	電話 Email		
指導教員	印		

2 出張先の国名及び訪問機関等

国名〔
訪問機関等〔
〕
〕

3 出張予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

設問1 装置や試料の携行又は別送（貨物の輸出）を行いますか？

外国出張で装置や試料の携行又は別送を行うか否か、チェックしてください。

以下では「装置や機器、試料等」を「貨物」と記しています。

- ① 外国に持ち出す貨物はない。(パソコン、携帯電話、携帯端末機器、カメラも持ち出さない。)
- ② 市販されている一般的な仕様のパソコン、携帯電話、携帯端末機器、カメラなど一般的な事務機器を自己使用のためにのみ持ち出す。これら以外の貨物は外国へ持ち出さない。
- ③ 外国へ貨物を持ち出す。(市販されている一般的な仕様のパソコン、携帯電話、携帯端末機器、カメラなど一般的な事務機器で自己使用のためにのみ持ち出すものを除く。)
- (1)『持ち出す貨物』の種類をチェックしてください。
- 装置、機器又は部品 核燃料物質又は核原料物質
微生物 遺伝子 抗体 細菌製剤 ベクター、ウイルス、細胞株
化学製剤 毒素 金属試料（粉末も含む） その他
- (2)『持ち出す貨物』は、自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか、又は購入品ですか？
- 自作品 購入品 購入品に、変更、改造等を施したもの

上記の③にチェックした場合は、貨物の名称、概要を以下に記入してください。仕様のわかるカタログ等の添付も可です。多種多様な貨物を多数持ち出す場合など個々の貨物について記述できない場合はその旨を記してください。

貨物の名称、概要

③に□の場合は貨物の名称・概要を記入する（もしくはカタログ等を添付）。

設問2 技術の提供を行いますか？

技術の提供を行うか否かチェックしてください。装置や機器の使用・操作方法の説明や、コンピュータ・プログラムの提供も技術の提供となりますので注意してください。

技術の提供を行わない。 →以下を確認し、該当すれば□にチェックしてください。

- ① 技術を記録した資料又はＵＳＢメモリー等の記録媒体を携行しない。
- ② 技術を記録した資料又はＵＳＢメモリー等の記録媒体を携行するが、これらは自己のみが使用し、外国でその技術の開示、説明等を行うことはなく、その資料や記録媒体等を譲渡することもない。
- ③ 外国人（非居住者）へ技術を（資料等を使用せず）口頭のみで説明することも行わない。

技術を提供する。 → 以下を確認し、該当すれば□にチェックしてください。

- ① 提供する技術はすべて公知である。
(既に公に開示された論文、市販の書籍、教科書等は公知です。)
- ② 技術を公知とするために提供する。（学会等で技術を広く公にするために発表する等）
- ③ 工業所有権を申請するために、必要最低限の技術を開示する。
- ④ 未公開の（未だ公知でない）技術を特定の相手先や研究者等に提供、開示する。
- ⑤ 装置や機器の輸出に際して、使用、操作のための説明書や技術資料を提供する。
又は、相手先に口頭で説明する。
- ⑥ 一般に市販されていないコンピュータ・プログラムを提供する。
- ⑦ 一般に市販されていないコンピュータ・プログラムの使用説明書等の資料を提供する。

技術を提供する場合はその名称、概要を以下に記入してください。参考となる論文や資料があれば添付してください。

技術の名称、概要

技術の提供に□の場合は、その名称・概要を記入する。

設問3 出張先で訪問する組織（国際会議出席等の出張で特定の組織を訪問しない場合はチェックは不要です。）

以下の①～③に該当するか確認してください。

- ① 訪問先の組織が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。
はい いいえ
- ② 訪問先の組織は、軍隊・警察（国境警備隊、海上保安等を含む）又は軍事関連企業等である。
はい いいえ
- ③ 訪問先の組織に貨物又は技術を提供する予定であり、かつそれらが下記の用途に使用される、又はその疑いあることを入手した文書等によって知っている。
 - (1) 兵器等の開発等 はい いいえ
 - (2) 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発、製造、使用等 はい いいえ
 - (3) 軍用に用いる化学物質、微生物、毒素やロケットの開発、製造又は宇宙に関する研究 はい いいえ

以下は輸出管理部署等担当者の確認欄です。

【設問1の回答】 ③がチェックされている場合、貨物はリスト規制に該当するか？

該当 非該当 不明あるいは疑問あり

【設問2の回答】 技術を提供し、④～⑦がチェックされている場合、技術はリスト規制に該当するか？

該当 非該当 不明あるいは疑問あり

【設問3の回答】 a) 「はい」が1個以上ある。 b) すべて「いいえ」である

【訪問国】

A) <input type="checkbox"/> アフガニスタン	<input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦	<input type="checkbox"/> イスラエル
<input type="checkbox"/> イラン	<input type="checkbox"/> インド	<input type="checkbox"/> 北朝鮮
<input type="checkbox"/> シリア	<input type="checkbox"/> 台湾	<input type="checkbox"/> 中国（香港を含む）
<input type="checkbox"/> パキスタン	<input type="checkbox"/> エジプト	<input type="checkbox"/> レバノン

B) <input type="checkbox"/> イラク	<input type="checkbox"/> エリトリア	<input type="checkbox"/> コンゴ民主共和国
<input type="checkbox"/> スー丹	<input type="checkbox"/> ソマリア	<input type="checkbox"/> 中央アフリカ
<input type="checkbox"/> リビア		

C) 上記のA)、B) 以外の国・地域 ()

A) にチェックの場合、訪問先は外国ユーザーリストに掲載されているか？

掲載あり 掲載なし

設問1又は設問2のいずれかで「該当」又は「不明あるいは疑問あり」にチェックした場合、その他
の懸念がある場合、若しくは設問3の回答でa) をチェックした場合、又は訪問国についてA) の国を
チェックし訪問先が外国ユーザーリストに掲載されている場合、あるいはB) の国にチェックした場合、
本確認シートを研究推進部に送付し相談してください。

外国ユーザーリストは経済産業省の最新版を、

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaiokuuserlist> で参照してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

取引可

「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日

設問1～3の回答をもとにチェックする。

設問1, 2

- 貨物の持ち出しがリスト規制に該当するか。
(「外為令2別表」及び「輸出令3別表第1」にスペック等が記載)
- 技術提供が④～⑦にチェックされ、その技術がリスト規制に該当するか。

設問1, 2 「非該当」の場合 ⇒ 「取引可」

以下の場合は、研究推進部に確認シートを送付し、相談する。

- ・設問1・2が「該当」もしくは「不明あるいは疑問あり」の場合
- ・設問3が「はい」が1個以上☑がついた場合
- ・訪問国について表A) の国で、外国ユーザーリストに記載がある場合
- ・訪問国について表B) に該当する場合
- ・その他の懸念がある場合